

マイナンバー制度

Q & A

マイナンバーとINSN

Q. マイナンバーを様々な場面で利用することになりますが、マイナンバーは誰にでも提供しているのですか？

A. マイナンバーは、社会保障、税、災害対策の分野の手続きのために行政機関等に提供する場合を除き、むやみに他人に提供することはできません。

社会保障、税、災害対策の分野の手続きのため、マイナンバーを提供することができる具体的な提供先機関は、税務署、地方公共団体、勤務先、金融機関、年金・医療保険者、ハローワークなどが考えられます。

Q. マイナンバーが導入されると添付書類が不要になると言われていますが、住民票の写しや戸籍の添付が全て不要になるのですか？

A. マイナンバーの導入により、平成29年1月から国の行政機関など、平成29年7月から地方公共団体で情報連携が始まり、社会保障や税、災害対策の手続きで住民票

は、通知カード又は個人番号カードを同時に提出し、カードの記載内容を変更してもらわなければならないとされています。それ以外の場合でも、通知カード又は個人番号カードの記載内容に変更があったときは、14日以内に市町村に届け出て、カードの記載内容を変更してもらわなければならないとされています。

情報の管理とINSN

Q. 医療(病歴、投薬等)情報まで筒抜けになつてしまつたのではないですか？

A. 現時点で、病歴等の医療情報は番号制度の対象に入っておらず、今後の検討課題とされています。

Q. 「個人情報を一元管理する」と言われますが、本当ですか？

A. 情報の管理にあたっては、今まで各機関で管理していた個人情報は引き続き当該機関で管理してもらい、必要な情報を必要な時だけやりとりする「分散管理」の仕組みを採用しています。マイナンバーをもとに特定の機関に共通のデータベースを構築することはなく、そこから個人情報がかつめて漏れるようなこともありません。

の写しなどの添付が不要になります。

ただし、現時点でマイナンバーが使われるのは、法律や条例で定められる社会保障や税、災害対策の分野に限られるため、それ以外の分野の行政手続では、引き続き住民票の写しなどの添付が必要になります。

また、戸籍はマイナンバーの利用対象に入っていないため、番号の利用が始まった後も従来どおり提出していただく必要があります。

個人番号カードとINSN

Q. 行政手続ではなく、レンタル店やスポーツクラブに入会する場合などにも個人番号カードを身分証明書として使つて良いのですか？

A. 個人番号カードの券面には、氏名、住所、生年月日、性別、顔写真が記載されており、レンタル店などでも身分証明書として広くご利用いただけます。ただし、カードの裏面に記載されているマイナンバーをレンタル店などに提供すること

Q. マイナンバーも漏えいする可能性があるのではないですか？

A. マイナンバーでは、制度・システムの両面からさまざまな安全策を講じます。加えて、マイナンバーの取扱いに関する監視監督は、第三者委員会である特定個人情報保護委員会にお願いします。故意にマイナンバー付きの個人情報ファイルを提供した場合などには重い罰則も適用されます。

Q. もしマイナンバーが漏えいしたら、なりすまして悪用されるのではないのですか？

A. マイナンバーを使って社会保障や税金などの手続きを行う際には、個人番号カードや運転免許証などの顔写真付きの身分証明書等により本人確認を厳格に行うことが法律でそれぞれの関係機関に義務付けられています。言い換えれば、万が一マイナンバーが漏えいした場合であっても、マイナンバーだけで手続きを行うことはできませんので、それだけでは悪用されません。マイナンバーが漏えいした場合には、本人の請求などにより、マイナンバーを変更することが可能です。

Q. 自分のマイナンバーを取り扱う際に気を付けることは何ですか？

はできません。また、レンタル店などがマイナンバーを書き写したり、コピーを取ったりすることは禁止されています。

Q. 個人番号カードの取得が義務付けられるのですか？

A. 個人番号カードは申請により市町村長が交付することとしており、カードの取得は強制していません。しかし、個人番号カードは、各種手続きにおけるマイナンバーの確認及び本人確認の手段として用いられるなど、生活の利便性の向上に役立つものですので、できるだけ多くの方に取得していただきたいと考えています。

Q. 個人番号カードの交付を受ける際の本人確認はどのように行つのですか？

A. 個人番号カードの交付は、原則として、本人が町の窓口に向かいいただき、本人確認を行う必要があります。ただし、病气や障害などによりご本人が出向くことが難しい場合は、ご本人が指定する方が代わりに交付を受けることができます。

Q. 通知カードや個人番号カードの記載内容に変更があったときは、どうすればよいのですか？

A. 引越などで市町村に転入届を出すとき

A. マイナンバーは、生涯にわたって利用する番号なので、忘失したり、漏えいしたりしないように大切に保管してください。法律や条例で決められている社会保障、税、災害対策の手続きで行政機関や勤務先などに提示する以外は、むやみにマイナンバーを他人に教えないようにしてください。他の手続きのパスワードなどにマイナンバーを使うことも避けてください。

マイナンバーの将来的な利用とINSN

Q. 民間利用の話も出ていますが、どうなりますか？

A. 民間利用については、法律施行後3年をめどに、その段階での法律の施行状況等をみながら、検討を加えたうえで、必要があると認められた場合には、国民の皆様との理解を得ながら、所要の措置を講じることにしています。

詳しくは、全戸配布する「よくわかるマイナンバー制度」の冊子をご覧ください。

